

横須賀市立大津中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日策定
令和 4（2022）年 4 月 1 日改定

1 いじめ防止等に向けた基本姿勢

《いじめの定義》いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条より

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

2 いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

〈会議の開催形態〉

① 「学校いじめ防止対策委員会」全体会「表 1」

外部関係機関を含めたすべての構成員が集まり、いじめ防止等の取組の検討、検証を行います。原則として、年 2 回開催します。

〈活動内容〉

- ・いじめ防止等の取組の検討・検証

② 「校内いじめ防止対策委員会」（日常的な関係者の会議）「表 2, 3」

生徒の問題行動等に係る情報の共有、いじめの防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。

〈活動内容〉

- ・いじめ対応への検討・対応方針の決定
- ・いじめ相談・通報対応

表1 「学校いじめ防止対策委員会」

学校内			学校外
校長	教頭		P T A会長
生徒指導担当	生活部長	支援教育コーディネーター	P T A副会長（2名）
養護教諭	1年学年主任	2年学年主任	学校評議員（5名）
3年学年主任	1年生徒指導係	2年生徒指導係	
3年生徒指導係	スクールカウンセラー	登校支援相談員	

表2 「校内いじめ防止対策委員会」（生徒指導情報交換会）

校長	1年生徒指導係
教頭	2年生徒指導係
生徒指導担当	3年生徒指導係
1年学年主任	
2年学年主任	
3年学年主任	

※原則月2回開き、生徒に対するの情報交換に努める。

表3 「校内いじめ防止対策委員会」（支援教育委員会）

校長	長欠担当
教頭	養護教諭
生徒指導担当	学習指導部長
支援教育コーディネーター	学習支援コーディネーター
1年学年主任	スクールカウンセラー
2年学年主任	支援学級担当
3年学年主任	登校支援相談員

※原則月2回開き、生徒の具体的支援の方法と継続的観察に努める。

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。

3 いじめの未然防止

- (1) いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- (2) 職員が児童生徒を一人の人間として尊重し、日頃から児童生徒の心に寄り添うことを心がけます。

- (3) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- (4) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めます。
- (5) 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。
- (6) いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

4 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知するよう努めます。

- ① 休み時間や放課後の雑談の中での児童生徒の様子把握
- ② 個人ノート、生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握

- (2) 生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い、実態把握に努めます。

- ① 相談窓口の周知

ハートフル教室（通級相談教室）

横須賀市教育委員会 こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番：0466-81-8111

- ② 学校だより、保健だより等の発行

- ③ 教育相談週間

I	5月23日	～	5月27日	（1・2年）
	6月13日	～	6月16日	（3年）

- II
- 9月12日 ～ 9月16日（1・2・3年）
- 2月6日 ～ 2月10日（1・2年）

※他学校教育活動全体と通じ適切に実施

- ④ スクールカウンセラーの活用（カウンセラールーム：821 - 3538）
- (3) 定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的な把握に努める。
 - ①生活アンケート実施：年2回（6月、11月）・臨時実施
 - ②教育相談アンケート：5月(1.2年) 6月(3年) 1月(1.2年)
 - ③ i check（生活満足度調査）を全校で年2回（5月・11月）行う。

5 いじめへの対処

早期解決を基本として、いじめの発見通報を受けたときの対応、いじめられた生徒又はその保護者への支援を迅速に行う。いじめた生徒への指導又はその保護者への助言やいじめが起きた集団への働きかけ、インターネット上のいじめなどにも丁寧に対応する。

- (1) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。
- (2) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ちます。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- (4) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。
- (6) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育むようにします。
- (7) インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいと、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。
- (8) 具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6 重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第28条第1項第1号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

〈重大事態が発生した場合〉 次の対処を行います。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。

- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

大津中学校 いじめ防止対策のための年間指導計画

	教職員の活動	生徒への活動	保護者・地域への活動
4月	○支援教育委員会 ・困り感を持つ生徒の把握 ・いじめ防止対策に関わる共通理解 ・情報交換 ☆生徒理解に関わる校内研修	【学年・学級活動】 ・学年・学級開き ・人間関係づくり ・約束事の確認と実施 【部活動】 ・人間関係づくり ・約束事の確認と実施	【授業参観・懇談会】 ・学校や学級の様子を周知。
5月	○支援教育委員会	・教育相談アンケート(全学年) ・教育相談(1・2年) ・i check実施 【校外活動】 ・校外行事を通じた人間関係づくり	【保護者会】 ・保護者会でいじめ防止対策についての説明・啓発
6月	◎学校いじめ防止対策委員会全大会 ○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換 【小中支援教育研修会】	・教育相談(3年) ・生活アンケート(1. 2. 3年)	【教育推進協議会】 ・学校の様子を発信し、地域と小中連携した児童生徒に関する情報交換
7月	○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換 ・夏休み中の支援体制	【三者面談】 ・生徒の困り感の把握 ・自己有用感, 自己肯定感の醸成	【三者面談】 ・保護者との情報交換
8月	○支援教育委員会 ・夏休み後の生徒の様子の情報交換と対策	・休み明けの経過観察	
9月	○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換	・教育相談(全学年) 【文化週間】 ・行事を通じた人間関係づくり	
10月	○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換	・教育相談アンケート(全学年) ・教育相談アンケート(全学年) 【体育祭】 ・行事を通じた人間関係づくり	【学校へ行こう週間】 ・学校の様子の公開 【授業参観・懇談会】 ・学校や学級の様子を周知。

	教職員の活動	生徒への活動	保護者・地域への活動
11月	○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換 【学校評価の実施】 【小学校と情報交換】	・生活アンケート(全学年) ・i check実施 【生徒会選挙】 ・生徒会活動を見直しながら仲間 のことを考える 【学校評価の実施】	【学校評価の実施】
12月	○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換	【三者面談】 ・生徒の困り感の把握 ・自己有用感, 自己肯定感の醸成	【三者面談】 ・保護者との情報交換
1月	○支援教育委員会 ・冬休み後の生徒の様子に対する 情報交換と対策 【小学校と情報交換】	・教育相談アンケート(1, 2年) ・休み明けの経過観察	
2月	○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換 ◎学校いじめ防止対策委員会全体会	・教育相談(1・2年)	【教育力推進協議会】 ・学校の様子を発信し, 地域と小 中連携した児童生徒に関する の情報交換
3月	・今年度の成果と課題まとめ ・学校評価の活用 ○支援教育委員会 ・生徒に対する情報交換と新年度に 向けての対策 【小学校・高等学校との連携】	・生徒の困り感の把握 ・進級、卒業に向けての取り組み	【保護者との連携】 ・新年度に向けて保護者との情 報交換 <u>※年間を通して各地区担当が地 域と連絡を取り合い、情報共有 を行う。</u>